



熊本県公報

第 1 2 0 8 2 号
平成 24 年 1 月 31 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の業務廃止…………… (障がい者支援課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (//) 3
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更…………… (障がい者支援課) 4

公 告

- 県有財産の売却…………… (道路整備課) 4
- 肥料登録…………… (農業技術課) 5
- 建築基準法第73条第2項の規定による建築協定の認可…………… (建築課) 5
- 道路の位置の指定…………… (//) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (//) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (//) 6
- 宇土都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更…………… (都市計画課) 7
- 玉名都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更…………… (//) 7
- 長洲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更…………… (//) 7
- 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画…………… (水産振興課) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見…………… (商工振興金融課) 11
- 平成23年度行政書士試験の合格者の決定…………… (市町村行政課) 12
- 平成23年度白川・菊池川地域森林計画の変更…………… (森林整備課) 12
- 平成23年度緑川地域森林計画の変更…………… (//) 12
- 平成23年度球磨川地域森林計画の変更…………… (//) 13
- 平成23年度天草地域森林計画の変更…………… (//) 13

登 載 依 頼

- 第4回荒瀬ダム撤去地域対策協議会の開催…………… (企業局総務経営課) 13

正 誤

- 平成23年12月16日熊本県告示第1264号(熊本県公印規程の規定による公印の登録の一部改正)中…………… (県政情報文書課) 13

告 示

熊本県告示第103号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成24年1月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成24年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	田代御船線	上益城郡御船町大字上野字境目 2771番2地先から	前	4.4 ～ 7.1	96.3	やさ道交1地 (改築)

	同所 2812番1地先まで	後	6.4 ～ 10.0	96.3	に伴う 拡幅)
--	------------------	---	------------------	------	------------

2 区域を変更する期日 平成24年1月31日

熊本県告示第104号

障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）から当該医療機関の業務の廃止の届出があった。

平成24年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地	廃止年月日
渡辺医院 熊本市黒髪三丁目8番10号	平成23年12月14日

熊本県告示第105号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市狩尾字荒山1863番、1872番1、1873番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字荒山1863番・1872番1・1873番1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第106号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字黒瀨字手水野866番14（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字手水野866番14（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第107号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林

にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成24年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市黒川字西年山2037番3、2037番26、2039番5、2039番6、2039番8から2039番13まで、2039番15から2039番18まで、2039番20から2039番88まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西年山2039番34、2039番35、2039番59から2039番63まで、2039番5・2039番6・2039番8から2039番13まで・2039番15から2039番18まで・2039番20から2039番33まで・2039番36から2039番44まで・2039番50から2039番58まで・2039番64から2039番77まで・2039番79・2039番80・2039番82から2039番88まで（以上67筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成24年1月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成24年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	古石天月線	葦北郡芦北町大字告字前ノ平 1106番29地先から 同所 1106番25地先まで	前	24.6 ～ 32.3	30.0	23災補道 (法面保護)
			後	32.3 ～ 53.4	30.0	

2 区域を変更する期日 平成24年1月31日

熊本県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成24年1月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成24年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	325号	菊池郡大津町大字杉水字赤迫 635番1地先から 同町大字杉水字尾原 569番3地先まで	前	33.0 ～ 86.0	100.0	
			後	33.0 ～ 56.0	100.0	

2 区域を変更する期日 平成24年1月31日

熊本県告示第110号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成24年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 啓明会 相談支援センター れいざん 相談支援	事業所の名称	本渡通勤寮相談支援センター	相談支援センター れいざん	平成24年 1月1日
NPO法人グローバル園芸療法センター グローバル エコパーク作業所 就労継続支援B型	事業所の所在地	水俣市汐見町1-231-12	水俣市明神町1番300号	平成23年 12月6日
特定非営利法人 子どもアシストセンター「わくわく」 児童デイサービス おひさまクラブ 児童デイサービス	事業所の所在地	熊本市鹿子木町98-2	熊本市鹿子木町356	平成22年 4月1日

公 告

熊本県公告第33号

県有財産を次のとおり売却する。
平成24年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
菊池市泗水町吉富地内
熊本菊鹿線仮橋撤去に伴う発生鋼材 146.0t
- 2 入札期日
平成24年2月14日（火） 午前10時
- 3 入札場所
菊池市隈府1272-10 熊本県菊池地域振興局第2会議室
- 4 入札の方法
落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 入札保証金
本入札に参加しようとする者は、契約希望金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は契約担当者が確実に認める金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。契約担当者が確実に認める金融機関とは、熊本（4301）手形交換所加盟金融機関のこと。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 6 開札期日
入札終了後即時
- 7 契約保証金

- 契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納入するものとする。この場合において、納入は、熊本県が発行する納入通知書により払い込み、その写しを提出しなければならない。
- 8 入札参加資格
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
 (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 (2) 破産者で復権を得ない者
 (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していない者
 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 9 入札参加申込書
本入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
 提出方法 持参又は郵送による。
 提出期限 平成24年2月13日（月） 午後5時
 （郵送の場合は提出期限までに必着）
 提出先 菊池市限府1272-10 熊本県菊池地域振興局総務部総務振興課
- 10 入札に参加しようとする者は、9の入札参加申込書のほか次に掲げる書類を提出しなければならない。
 (1) 個人の場合 印鑑証明書
 (2) 法人の場合 印鑑証明書
 (3) 代理人が参加する場合 (1)又は(2)に掲げる書類及び委任状
- 11 その他
 (1) 契約締結期限 平成24年2月17日（金）
 (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
 (3) 鋼材の搬出期限 契約書により指定する。
 (4) 契約の履行に当たっては、物件の数量を契約書に定めるとおり計量し、実際の重量に応じて契約金額の変更について契約を行うものとする。
 (5) 契約締結場所 菊池市限府1272-10 熊本県菊池地域振興局総務部総務振興課
 (6) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）等を承知のうえ入札するものとする。
 (7) 問合せ先
 熊本県菊池地域振興局総務部総務振興課（電話0968-25-4271）

熊本県公告第34号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成24年1月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第1452号	生石灰	30.0 苦土 生石灰	アルカリ分 : 100.0 < 溶性苦土 : 30.0	該当なし	有限会社谷脇石 灰工業所 熊本県宇城市松 橋町曲野330 4-5	平成24 年1月1 9日

熊本県公告第35号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により建築協定を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年1月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 認可を受けた者の住所及び氏名（法人にあっては所在地及び名称）
 天草市小松原町13番2号
 横山不動産有限会社
- 2 協定の名称
 天草光の森ニュータウン建築協定
- 3 協定区域の地名及び地番
 天草市本渡町本戸馬場字下山仁田2469番1、同2469番2、同2469番3、

- 同2469番4、同2469番5、同2469番6、同2469番7、同2469番8、同2469番9、同2470番1、同2470番2、同2470番3、同2470番4、同2470番5、同2470番6、同2470番7、同2470番8、同2470番9、同2470番10、同2470番11、同2472番2、同2473番1、同2473番2、同2473番3、同2473番4、同2473番5、同2473番6、同2473番7、同2473番8、同2473番9、同2474番1、同2474番2、同2474番3、同2474番4、同2474番5、同2474番6、同2474番7、同2474番8、同2474番9、同2474番10、同2474番11、同2474番12、同2474番13、同2474番14、同2474番15、同2474番16、同2474番17、同1474番18、同2474番19、同2474番20、同2474番21、同2474番22、同2474番23、同2474番24、同2474番25、同2474番26、同2474番27、同2474番28、同2474番29、同2474番30、同2474番31、同2474番32、同2474番33、同2474番34、同2474番35、同2474番36、同2474番37、同2489番、同2493番3、同2539番1、同2539番2、同2539番3、同2539番4、同2539番5、同2539番6、同2543番2、同2546番2、同2546番3、同2571番1、同2571番4、同2571番5、同2571番6、同2571番7、同2571番8、同2571番9、同2571番10、同2571番11、同2571番12、同2573番2、同2580番1、同2580番2、同2580番3、同2580番4、同2580番5、同2581番1、同2581番2、同2581番3、同2581番4、同2583番1、同2583番4、同2583番5、同2583番6、同2583番7、同字観音2583番2の一部、同2583番3の一部並びに里道の一部及び水路の一部
- 4 協定区域の面積
56,007.96平方メートル
- 5 認可年月日 平成24年1月13日

熊本県公告第36号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成24年1月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 福岡市南区野間四丁目3番24号
- 2 築造者の氏名 江崎勝也
- 3 道路の位置 天草市亀場町亀川字浜田尻118番4、同118番5、同118番6、同118番7及び同118番8
- 4 道路の幅員 4.00メートルから4.09メートルまで
- 5 道路の延長 64.38メートル
- 6 指定年月日 平成24年1月13日
- 7 指定番号 熊本県指令天草技管第23号

熊本県公告第37号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年1月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字野田原4501番10、同4501番21、同4501番25、同4501番29、同4501番30及び同字東原4414番42
3,201.08平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘三丁目6番6号
三宅 淳二

熊本県公告第38号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年1月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島蔵園2617番19、同2618番3
331.98平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市御幸笛田二丁目20番70-202号

吉田 雄大

熊本県公告第39号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、宇土市及び熊本市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成24年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
宇土都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
宇土都市計画区域のうち宇土市の行政区域の範囲
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県宇城地域振興局土木部技術管理課、宇土市建設部都市整備課、熊本市都市建設局都市政策部都市計画課、熊本市企画財政局富合支所総務課
- 4 縦覧期間
平成24年1月31日から平成24年2月14日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

熊本県公告第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、玉名市及び長洲町の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成24年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
玉名都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
玉名都市計画区域の全域、玉名市岱明町の全域及び玉名市大浜町大栄地区の全域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県玉名地域振興局土木部技術管理課、玉名市建設部都市計画課、玉名市岱明総合支所総務振興課、玉名市横島総合支所総務振興課、玉名市天水総合支所総務振興課、長洲町建設農政課
- 4 縦覧期間
平成24年1月31日から平成24年2月14日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

熊本県公告第41号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、長洲町及び玉名市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成24年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
長洲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
長洲都市計画区域の一部（長洲町の行政区域の全域）
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県玉名地域振興局土木部技術管理課、長洲町建設農政課、玉名市建設部都市計画課、玉名市岱明総合支所総務振興課、玉名市横島総合支所総務振興課、玉名市天水総合支所総務振興課
- 4 縦覧期間
平成24年1月31日から平成24年2月14日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

- 実施主体である市町村・漁業協同組合等が主体となって、放流効果を把握しながら計画的に実施します。
- 4 共同種苗生産体制の構築
 栽培漁業の効率性を高めるために種苗生産経費の低減に努め、関係県の種苗生産施設間の連携、分業等による低コスト化等、生産能力の高い共同種苗生産体制について検討します。また、老朽化している種苗生産施設等については、計画的な補修、補強等を行い施設の長寿命化に努めます。
- 5 放流効果と漁獲量の把握
 放流効果の把握に当たっては、市場等における放流魚の混入率調査に加え、漁獲量の変動状況を把握し、放流計画に反映させるよう努めることとします。また、関係漁業協同組合、漁業者等に対して漁獲量の把握の必要性について理解を求めよう努めます。
- 6 生物多様性等の保全への配慮
 放流計画策定、種苗生産、放流等に当たっては、生物多様性の保全との両立に努めます。特に、遺伝的多様性への配慮に関しては、独立行政法人水産総合研究センターの研究成果等に基づき、国が作成する遺伝的多様性へ影響リスクを低減する技術的な指針に沿って進めます。
- 7 栽培漁業に関する県民への理解の醸成と普及
 栽培漁業は、安全・安心な水産物の安定供給という本来の役割に加えて、水産物の供給による県民の健康の増進、自然環境の保全、地域社会の形成・維持等、多様な役割を有しており、こうした栽培漁業との関わりや効果について、広く県民に理解を求めます。特に、種苗放流の効果についての積極的な情報提供により、県民の放流事業への理解の醸成に努めます。
- 8 漁獲管理、漁場整備事業等との連携強化
 沿岸資源の回復・維持を図るには、漁獲の管理、漁場の保全及び生産力回復の取組みと種苗放流を一体的に実施することが重要であることから、放流種苗の育成のための漁獲管理、漁場整備事業等と種苗放流との連携に努めます。また、放流種苗の育成の場となる藻場、干潟等を保全するため、漁業者及び地域住民等が取り組む活動、水産物の育成環境づくり等と種苗放流の積極的な連携並びに増殖場等の漁場整備事業等により整備された施設の活用にも努めます。特に、資源造成型栽培漁業の推進には、漁業者等による放流種苗の育成及び漁獲の段階における適切な管理が極めて重要ですが、計画的な漁獲管理は漁業者の減収を伴うリスクがあることを踏まえ、漁業共済制度の積極的な活用を推進します。
- 9 水産振興計画等の調和
 栽培漁業が地域の漁業のみならず地域社会の維持等にも関与していることを踏まえ、その推進に当たっては、県、市町が作成する水産振興基本計画、地域振興計画等との調和を図ります。
- 第2 種苗の生産及び放流並びにその育成を推進することが適当な水産動物の種類
 本県において栽培漁業を行う水産動物の種類（栽培漁業対象種）は、次のとおりとします。
 広域種：マダイ、ヒラメ、クルマエビ、ガザミ類
 地域種：ヨシエビ、カサゴ
 地先種：アワビ類、アカウニ
 育成研究対象種：カレイ類、オニオコゼ、イサキ
- 第3 水産動物の種類ごとの放流数量の目標
 本計画の期間中において、水産動物の種類ごとの種苗放流数量及び放流時の大きさの目標は、次のとおりとします。
- | | | | |
|-------|-------------|----|-------|
| 広域種 | | | |
| マダイ | (全長50mm) | 1, | 600千尾 |
| ヒラメ | (全長50mm) | | 700千尾 |
| クルマエビ | (体長40mm) | 8, | 000千尾 |
| ガザミ類 | (全甲幅7~10mm) | 8 | 000千尾 |
| 地域種 | | | |
| ヨシエビ | (体長20mm) | 1, | 500千尾 |
| カサゴ | (体長50mm) | | 100千尾 |
| 地先種 | | | |
| アワビ類 | (殻長20mm) | | 100千個 |
| アカウニ | (殻長10mm) | | 300千個 |
- 第4 放流効果実証事業に関する事項
 本計画の期間中に指定法人である(公財)くまもと里海づくり協会(以下「里海づくり協会」という。)が実施する放流効果実証事業について、魚種、地域及び事業実施の指標を以下のとおりとします。
- (1) 対象魚種 マダイ
 - (2) 実施地域 天草地域
 - (3) 放流尾数 概ね1,600千尾
 - (4) 放流時期 7月~8月
 - (5) 放流時の大きさ 概ね全長50mm以上
 - (6) 経済効果の実証 関係機関の協力のもとに、市場調査等を実施して放流効果及

- び資源状態を把握します。
- (7) 経済効果の啓発関係機関の協力のもとに、得られた放流効果と関係機関及び漁業者の共通の情報となるよう説明会の開催、資料等の配布を実施します。
- (8) その他熊本県栽培漁業地域展開協議会と連携して事業を実施します。なお、種苗放流及び漁獲管理に目標とする資源状態が達成されたことが、当該実証事業により確認された場合は、放流数量の目標を見直すこととします。
- 第5 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項
- 1 基礎的な技術開発の推進
 栽培漁業に関する技術は、対象種の稚仔魚期の生理生態、生息環境、資源生態の研究等から取り組むこととし、保全等においても重要なことを踏まえながら、技術開発に努めます。また、対象種の生態や生息環境、資源量とその変動要因、系群構造等を把握するための調査、研究を一層推進し、科学的知見の下に効果が得られると判断した対象種については、育成研究対象種として、種苗生産技術の開発を行うこととします。
- 2 良質な種苗の生産と低コスト化技術の開発の推進
 種苗の大量生産が可能となった水産動物については、以下の技術的条件の整備に努めます。
- (1) 親魚養成については、疾病防除の観点から親魚の選別、衛生的な飼育環境の確保及び疾病のまん延防止に関する技術の開発に努めます。さらに、遺伝的多様性を確保するために必要な措置を講じたうえで、未成魚を親魚に養成する飼育技術、計画的な催熟及び産卵に関する技術の開発に努めます。
- (2) 種苗生産については、対象種の成長段階に応じた栄養要求を把握したうえで、餌料生物の大量培養技術、餌料生物を通じた栄養強化技術の開発を行い、生産の効率化に努めます。さらに、天然魚とは異なる種苗が生産された場合には、原因を解明し、天然魚と遜色のない適応能力を有する種苗を生産・育成する技術の開発に努めます。
- また、種苗生産過程における大量死を防止するとともに、放流魚から天然魚への疾病の伝播を阻止するため、国、独立行政法人水産総合研究センター及び他の都道府県と連携して種苗生産に必要な医薬品の開発に関する協力や医薬品に頼らない飼育管理技術並びに疾病の予防及びまん延防止に関する技術の開発を推進します。機器導入等を含めた種苗生産工程の体系化、省力化等を推進します。
- 3 種苗生産、放流及び育成までの一体的な技術開発の推進
 種苗放流については、サイズ、放流水域の諸条件、時期等と放流後の生残との関係を明らかにし、対象水域や天然資源の特性を考慮した放流手法を確立するための技術開発に努めます。
- 4 技術劣化の防止
 技術の劣化を防止するため、事業化段階の魚種を含め、種苗の生産、放流の実施状況等を把握するとともに、疾病その他の事業の中で発生した問題を解決する体制の整備に努めます。
- 5 放流効果の評価の検討
 放流効果の評価に当たっては、直接的な漁獲による放流魚の回収率だけでなく、放流魚の再生産による漁獲増大への寄与率を加味した効果や、独立行政法人水産総合研究センターが示す周辺産業に対する経済的波及効果等を踏まえた放流効果手法の導入に努めます。
- 6 遺伝子組換え生物等の扱い
 遺伝子を直接操作することによる新たな品種の開発及び放流については、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）」に基づいて実施することとしますが、栽培漁業への応用を目的とした試験研究は、当分の間行いません。
- 7 外来生物の導入
 外来生物の導入については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成17年法律第78号）」の制定趣旨を踏まえて、生態系に及ぼす影響が明確でないことから、当分の間、行いません。
- 第6 水産動物の放流後の生育、分布及び採捕に係る調査に関する事項
- 1 広域種及び地域種について
 調査並びに得られたデータの解析及び評価については、実施主体等が中心となって行い、県は必要に応じて指導・助言を行います。また、里海づくり協会が実施する放流効果実証事業についても、同様に指導・助言を行います。
- なお、県は、複数の県が連携して実施する同放流調査あるいは資源管理指針に関する試験研究を行い、得られた成果について熊本県栽培漁業地域展開協議会等に報告し、関係機関及び漁業者間で情報を共有するよう努めます。
- 2 地先種について
 地元ニーズに基づいて、適時、関係機関が協力して広域種及び地域種と同様に実施します。
- 第7 その他の水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項
- 1 栽培漁業を資源管理等と一体的に行う「つくり育て管理する漁業」を推進するため、

- 関係機関、漁業関係者等の相互の連携を図りつつ、栽培漁業の効率的な推進を図ります。また、国及び他県の関係機関等とも密接な連携、あるいは相互協力体制を保つよう努めます。
- 2 放流用種苗の生産・供給及び指定法人としての放流効果実証事業等を行う里海づくり協会に対して、本県の栽培漁業推進の要と位置づけ、その健全な運営と活動強化に向けて指導・助言を行います。
また、広域種及び地域種の放流の基本的な実施主体となる熊本県栽培漁業地域展開協議会に対して、事業の円滑な推進のため、適切な支援と助言を行います。
 - 3 栽培漁業を推進するうえで重要な役割を果たしている水産業改良普及事業については、熊本県水産研究センターとの連携を強化し、漁業者等に対する研修事業等を充実することにより、開発された技術の移転や定着を推進します。
 - 4 県及び里海づくり協会は、本県の栽培漁業の技術水準の向上及び栽培漁業の効率的な推進を図るため、国及び他県の関係機関並びに社団法人全国豊かな海づくり推進協会等との連携、あるいは相互協力体制を保つよう努めます。

第5 別表

栽培漁業関連技術の達成目標

	基準年における 平均的技術開発段階	目標年における 技術開発段階
マダイ	E	F
ヒラメ	E	F
クルマエビ	E（不知火海C）	F（不知火海D）
ガザミ類	E	E
ヨシエビ	C	D
カサゴ	B	C
アワビ類	D	E
アカウニ	D	E
カレイ類	A	C
オニオコゼ	A	C
イサキ	B	D

（注）上記の符号は、技術開発の段階を次のとおりの分類で表したものである。

- A（新技術開発）：種苗生産の基礎技術開発の行う。
- B（量産技術開発期）：種苗生産の可能な種類について種苗の量産技術の開発を行う。
- C（放流技術開発期）：種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、場所、サイズ、手法の検討を行う。
- D（事業化検討期）：対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。
- E（事業化実証期）：種苗の生産・放流体制を整備したうえで、放流効果を実証し経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担割合を検討する。
- F（事業実証期）：持続的な栽培漁業が成立する。

熊本県公告第43号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により平成23年8月30日に行われた届出に対し、同法第8条第1項及び第2項の規定により八代市及び同市の区域内に居住する者から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、八代市の意見書を縦覧に供する。

平成24年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ八代店
八代市海士江町字下城2712番1ほか
- 2 八代市の意見の概要
 - (1) 交通について
 - ア 駐車場出入口の円滑な交通対策（歩行者、自転車、自動車が安全に利用できる配慮）を行うこと。
 - イ 交通渋滞、交通事故が懸念されるため、案内看板の設置など、出店者として最大限の対策を講じること。
 - (2) 防犯・防災について
 - ア 店内防犯の対策（万引き対策、視野確保、警察との連携体制）を行うこと。
 - イ 店内防災の対策（避難通路の確保）を行うこと。

- (3) 環境保全について
 - ア 周辺住民から公害に対する苦情が申し立てられた場合は誠実に対応すること。
 - イ 工事に伴い発生した廃棄物は適正に処理すること。
 - ウ 営業に伴い発生するごみについては、分別を行い再資源化と焼却ごみの減少に努めること。
- (4) 街並みづくり等への協力について
 - ア 地域行事や地域団体に対して積極的に協力すること。
 - イ 積極的に地元雇用を行うこと。
- 3 八代市の区域内に居住する者からの意見の概要
店舗が二階建てであるので、周辺住居等に対するプライバシーの確保と、敷地内に死角が生じて犯罪の温床とならないように、防犯対策を求める。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び八代地域振興局総務部総務振興課
平成24年1月31日から平成24年2月29日まで

熊本県公告第44号

平成23年11月13日に実施した平成23年度行政書士試験の合格者を次のとおり決定した。
平成24年1月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
8510018	8510237	8510458	8510673
8510029	8510264	8510480	8510693
8510044	8510297	8510481	8510701
8510059	8510342	8510522	8510716
8510060	8510355	8510543	8510741
8510106	8510360	8510557	8510764
8510126	8510365	8510558	8510777
8510141	8510376	8510577	8510789
8510144	8510390	8510578	8510800
8510178	8510400	8510589	8510824
8510187	8510402	8510639	8510838
8510224	8510424	8510661	8510858
8510228			

熊本県公告第45号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により白川・菊池川地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。
平成24年1月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 公表する書類 平成23年度白川・菊池川地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成24年1月31日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県玉名地域振興局農林水産部林務課、熊本県鹿本地域振興局農林部林務課、熊本県菊池地域振興局農林部林務課及び熊本県阿蘇地域振興局農林部林務課

熊本県公告第46号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により緑川地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。
平成24年1月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 公表する書類 平成23年度緑川地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成24年1月31日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県宇城地域振興局農林部林務課及び熊本県上益城地域振興局農林部林務課

熊本県公告第47号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により球磨川地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。
平成24年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 平成23年度球磨川地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成24年1月31日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県八代地域振興局農林水産部林務課、熊本県芦北地域振興局農林部林務課及び熊本県球磨地域振興局農林部林務課

熊本県公告第48号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により天草地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。
平成24年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 平成23年度天草地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成24年1月31日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県天草地域振興局農林水産部林務課

登載依頼

熊本県企業局公告第2号

荒瀬ダム撤去地域対策協議会（第4回）を次のとおり開催する。
平成24年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成24年2月9日（木）
午前10時から正午まで
- 2 開催場所
八代市坂本町坂本4228-12
八代市坂本支所2階 会議室
- 3 議題
荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況等について
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
(1) 荒瀬ダム撤去地域対策協議会（以下「協議会」という。）の傍聴を希望する者は、協議会の開催予定時刻の30分前から10分前までに受付を行うこと。
(2) 希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。
(3) 会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県企業局総務経営課荒瀬ダム撤去準備室
電話番号096-333-2600

正 誤

平成23年12月16日熊本県告示第1264号（熊本県公印規程の規定による公印の登録の一部改正）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	20	8	13